四　地方税法第五十三条第十五項又は第三百二十一条の八第十五項の規定の適用がある場合のこれらの規定に規定する控除対象個別帰属還付税額（同法第五十三条第十六項又は第三百二十一条の八第十六項の規定により同法第五十三条第十五項又は第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされる金額を含む。）のうち、同法第五十三条第十五項又は第三百二十一条の八第十五項に規定する控除されなかつた額に相当する金額

2　特別区の存する区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前項の規定の適用については、同項各号中「の規定の」とあるのは「（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の」と、「の規定により」とあるのは「（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により」とする。

3　第一項各号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる金額は、法第四十二条の十二の二第一項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に当該金額を明らかにする書類の添付がない場合には、ないものとする。

4　法第四十二条の十二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は、同項の規定の適用については、その支払がされるまでの間、なかつたものとする。

第二十七条の十二の三第一項第六号を次のように改める。

六　存続中央会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会をいう。）

第二十七条の十二の三第一項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七項の表第百三十五条第二項の項中「。）」を削り、同条第八項の表中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第二十七条の十二の四第十五項中「第三項から第六項まで、第八項（第三号を除く。）、第九項及び第十項」を「第一項、第六項から第九項まで及び第十一項から第十三項まで」に改め、同項ただし書中「第八項第二号」を「第十一項第三号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第十四項」を「第十七項」に、「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項第一号イ中「第七項」を「第十項」に改め、同項第二号イ中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項第一号ロ中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「とする。」を「（第一号から第三号までのいずれか及び第四号に掲げる場合に該当する場合には、同号に定める金額）とする。」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一　法第四十二条の十二の四第二項第四号に規定する基準事業年度又は同号イに規定する基準連結事業年度（以下第三号までにおいて「調整対象基準年度」という。）に係る給与等支給額が零である場合で、かつ、当該調整対象基準年度において事業（次に掲げる法人にあつては、それぞれ次に定める事業）を行つている場合（第三号に掲げる場合を除く。）　一円

イ　法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は内国法人である人格のない社団等　同条第十三号に規定する収益事業

ロ　外国法人　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第三条の規定による改正前の法人税法第百四十一条第一号に定める国内源泉所得に係る事業（人格のない社団等にあつては、法人税法第二条第十三号に規定する収益事業）

二　次に掲げる場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該法人の平成二十五年四月一日以後に開始する各事業年度（当該法人の同日以後に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）のうち国内雇用者に対して給与等を支給する最初の事業年度（当該最初の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号及び第四号において「最初事業年度等」という。）に係る給与等支給額の百分の七十に相当する金額（当該最初事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該最初事業年度等の月数で除して計算した金額）

イ　調整対象基準年度に係る給与等支給額が零である場合（前号に掲げる場合を除く。）

ロ　調整対象基準年度がない場合で、かつ、最も古い事業年度等に係る給与等支給額が零である場合

三　調整対象基準年度の月数が一月に満たない場合で、かつ、最も古い事業年度等の開始の日の前日から起算して一月前の日から当該前日までの期間内に終了する各事業年度（当該期間内に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「前一月内終了事業年度等」という。）に係る給与等支給額がある場合　当該前一月内終了事業年度等に係る給与等支給額の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前一月内終了事業年度等のうち最も古い事業年度（当該最も古い事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の日から最も古い事業年度等の開始の日の前日までの期間の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の四第八項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に、「第三号に」を「第一号に」に、「前号」を「第二号」に、「を第三項第一号」を「を第六項第一号」に、「又は第五項第一号」を「又は第八項第一号」に改め、同号イ中「第三項第一号」を「第六項第一号」に、「第一号から第三号まで」を「前三号」に改め、同号ロ中「第五項第一号イ」を「第八項第一号イ」に、「第一号又は第二号」を「前二号」に改め、同号ハ中「第五項第一号ロ」を「第八項第一号ロ」に、「第一号又は第二号」を「前二号」に改め、同号ニ中「第五項第二号イ」を「第八項第二号イ」に、「第一号から第三号まで」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第四項から第六項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項中「同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この条において「適用年度」という。）を「適用年度」に、「の法第四十二条の十二の四第二項第四号」を「の同条第二項第四号」に、「第五項及び第八項」を「第八項及び第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額の百分の三十に相当する金額とする。

一　法第四十二条の十二の四第一項の法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この条において「適用年度」という。）に係る法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額を当該適用年度終了の日における法第四十二条の十二第五項第二号に規定する雇用者の数で除して計算した金額に次に掲げる数の合計数を乗じて計算した金額

イ　当該適用年度において法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特定地域基準雇用者数

ロ　当該適用年度において法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する地方事業所基準雇用者数

二　法第四十二条の十二の四第一項の法人が適用年度において法第四十二条の十二第三項の規定の適用を受ける場合であつて、かつ、当該適用年度開始の日前に開始した各事業年度において同条第二項の規定の適用を受けた場合（同日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度において法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受けた場合）におけるイに掲げる金額（同日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、ロに掲げる金額）の合計額

イ　当該適用年度開始の日前に開始した事業年度で法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けた事業年度に係る法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額（当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該雇用者給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額）を当該事業年度終了の日における法第四十二条の十二第五項第二号に規定する雇用者の数で除して計算した金額

ロ　当該適用年度開始の日前に開始した事業年度で法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けた事業年度に係る法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額（当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該雇用者給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額）を当該事業年度終了の日における法第四十二条の十二第五項第二号に規定する地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額